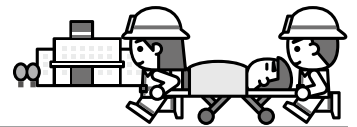


9月9日は救急の日 9月4日～10日は救急医療週間



■救急車の適正利用についてのお願い

近年、軽い病気やケガなど緊急性がないにもかかわらず、救急車を利用するため出場件数が急増しています。このような状況が進むと、1分1秒を争う重症患者への対応が遅れてしまいます。

救急車や救急医療は限りあるものです。いざというときの皆さん自身や家族の安心のために、救急車の利用や救急医療の受診について考えてみましょう。尊い命を救うために、また必要なときに救急車が使えるよう、救急車の適正利用に協力ください。

■普通救命講習会

救える命を救うためには、救急蘇生法が重要です。宇和島消防本部では毎月第2日曜日に月例講習会を行っています。いざというときに、自分の大切な家族や、友人、隣人の命を守り、救うために、そして見知らぬ市民同士がお互いに安心安全で温かい社会をつくるために正しい救急蘇生法を楽しく学んでみませんか。

【と き】 9月11日(日) 午前9時～正午

【ところ】 宇和島消防本部 4階大会議室

【内 容】 心肺蘇生法・AED・止血・異物除去 など

■応急手当体験および消防車両の展示

【と き】 9月17日(土) 午後1時30分～3時30分

【ところ】 フジグラン北宇和島

【内 容】 消防車両の展示・心肺蘇生法体験 など

【申込・問合せ先】 宇和島地区広域事務組合消防本部
警防課救急係 ☎20-0119

■愛媛の救急医療を守ろう

県では、皆さんが安心して救急医療を受診できるようにするため、「愛媛の救急医療を守る143万人の県民運動（愛救143運動）」を実施しています。

【普段からの心がけ】

- ▷日ごろから「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ▷健康診断などで、病気の予防や早期発見に努めましょう。
- ▷家庭で薬を常備しましょう。

【受診にあたっての心がけ】

- ▷なるべく医療機関の「通常の診療時間内」に受診しましょう。

【症状は軽いけれど…】

- ▷休日などに、どの病院に行けばいいかわからないときはえひめ医療情報ネット (<http://www.qq.pref.ehime.jp/>)、または消防署音声案内サービス (☎23-0111) を利用ください。
- ▷夜間の子どもの急な病気やけがで心配なときは、小児救急医療電話相談 (☎#8000) を利用ください。

こうしたケースで救急車が呼ばれることがあります。

- ▶蚊に刺されてかゆい
 - ▶海水浴に行き、日焼けした足がヒリヒリする
 - ▶紙で指先を切った。血は止まっているが…
 - ▶お酒を飲み過ぎて体がだるい
 - ▶病院でもらった薬がなくなった
 - ▶ヘルパーを呼んだが来てくれなかったので、代わりに救急車を呼んだ
 - ▶病院で長く待つのが面倒
- 本当に必要か考えてみましょう。



地震連動自動解錠かぎ保管庫



市では、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生した場合、「津波避難ビル」に夜間・休日でも円滑な避難が行えるよう、「地震連動自動解錠かぎ保管庫」を設置しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■地震連動自動解錠かぎ保管庫とは

震度5弱以上の地震により、かぎ保管庫の扉が自動的に解錠され、最初に到着した人がその中に保管している鍵を取り出し施設入口などを開放します。

【入っているもの】 施設入口の鍵、手動式懐中電灯、バール（破壊器具）、軍手 など

【問合せ先】 危機管理課 ☎49-7006



木造住宅耐震化緊急支援

いつか必ずやってくる南海トラフ地震。地震で倒壊した住宅が道路をふさぎ、救急車や消防車が通れなくなったら？倒壊した住宅の下敷きになってしまったら、地震後に発生する津波や火災からどうやって逃げますか？市では、住宅の耐震診断や耐震化の補助を行っています。あなたとあなたの家族を守るのは、あなた自身です。

▷新制度により、評価手数料実費のみで耐震診断が実施できます

▷補助金額は最大118万円

改修工事費は90万円までなら実質無料です

【受付期間】平成29年1月31日(火)まで（先着順）
※予算がなくなり次第締め切ります。

【対象者】市内の住宅の所有者（親または子の住宅を含む）で、納期の到来した市税を完納している人

【対象住宅】

▷昭和56年5月31日以前に着工された一戸建住宅（お気を付けてください）

- ・住宅以外の用途を兼ねる住宅については、その床面積が過半でないものに限りです。
- ・枠組み壁工法、丸太組工法および大臣認定を受けた工法は対象外。

▷地上階数が2階以下で延べ面積が500㎡以下のもの

■耐震診断

「愛媛県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」が対象。診断は「派遣方式」か「補助方式」のどちらかを選択できます。

○派遣方式（耐震診断を希望する住宅に耐震診断技術者を派遣するもの）

【派遣対象戸数】先着40戸限定

○補助方式（耐震診断を希望する住宅の所有者に補助するもの）

【補助金の額】補助対象経費の3分の2以内の額とし、限度額4万円

【補助対象戸数】先着10戸限定

【昨年度の実績】

診断費用：6万～10万円程度で平均約7万円

■耐震改修工事

耐震診断の結果、上部構造評点が基準以下となっている木造住宅について行う「耐震改修設計」、「耐震改修工事監理」および「愛媛県木造住宅耐震改修事業者」の登録を受けた建築業者が行う「耐震改修工事」が対象となります。

【補助金の額】

▷耐震改修設計＝補助対象経費（評価費用含む）の3分の2以内の額とし、限度額20万円

▷耐震改修工事監理＝補助対象経費の3分の2以内の額とし、限度額4万円

▷耐震改修工事＝補助対象経費以内の額とし、限度額90万円

【補助対象戸数】先着7戸限定

【昨年度の実績】設計費用：32万円程度

監理費用：6万～10万円程度で平均約7万円

工事費用：140万～226万円程度で平均約192万円

■木造住宅の耐震化に要する費用の目安

【昨年度の実績】木造1階90㎡程度

	耐震診断	改修設計	工事監理	改修工事	合計
耐震化費用	7万円	32万円	7万円	192万円	238万円
自己負担額	3万円	12万円	3万円	102万円	120万円
市補助金	4万円	20万円	4万円	90万円	118万円

■税の軽減制度

耐震改修を行った場合、申請すれば固定資産税と所得税が減額されます。

【申込方法】建築住宅課担当者に事前相談をしたあと、申請書類などを提出してください。申請書類などは市ホームページからもダウンロードできます。
※補助金の申請をして、交付決定の通知が届いたあと、着手することになります。

【申込・問合せ先】建築住宅課 ☎24 - 1111 内線2619